

駆登舟す、とありて前來す。院憲に報明するを除くの外、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴國王に備咨す。請煩わくは查照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

計、冊一本を移送す

稿は合に先に抄發すべし。備牌して司に行し、即便に轉行して查照せしめよ。違う毋かれ。

計、発せる摺稿一件あり。内に開す。

右、琉球国中山王尚（灝）に咨す

嘉慶二十二年（一八一七）四月二十日

注*本文書は「一一一〇一」「一一一〇二」と同文である。

2-121-04
福建布政使司より国王尚灝あて、琉球国八重山の難民小浜氏・毛朝玉等の救助・送還について知らせる咨

（嘉慶二十二年一八一七、四、二十）

竊かにおもうに、臣、江蘇撫臣胡（克家）の咨会を接准したるに、琉球国の難夷小浜氏等二十五名の人船、如臯県境に漂收し、又、毛朝玉等二十三名の人船、海州⁽³⁾に漂至する有り。奏明して員に委して陸路より伴送して閩に赴かしめ、便に附して搭船して帰国せしむ、等の因あり。臣即ちに沿途の各属に飭行し、妥為に接護し省に来たりて辦理せしめ去後れり。

茲に兼署福防同知明恒の詳報に拠るに、該難夷小浜氏等は^{とも}一起に本年九月初四日に省に到り、毛朝玉等は一起に本年九月初六日に省に到る。通事に伝同し訳訊せしむるに、縁るに、該難夷小浜氏等二十五名は琉球国八重山人に係る。該國地方官、差わして年貢の米・粟・麦・布等の物を送納せしむ。海船一隻に乗坐し、該國の巡見官毛朝玉并びに堅志氏・金島氏・与儀氏・知念氏等に随同して共に六船、嘉慶二十一年六月十三日に八重山より一同に開駛す。洋に在りて風に遭い、六船分散す。該夷船、風を被りて大桅を吹折せられ、二十七日、江蘇如臯県洋面に漂收す。

又、琉球国の巡見官毛朝玉等二十三名、八重山に赴きて該國の署福建等處承宣布政使司事按察使覺羅麟（祥）、抄摺して行知せんが事の為にす。

嘉慶二十一年九月二十四日、巡撫部院王（紹蘭）の憲牌を奉けたるに、為照すらく、本部院、嘉慶二十一年九月二十二日に督部堂と会同して、恭摺して具奏せる、琉球国の難夷小浜氏等、江蘇省に漂収し護送せられて閩に來たり、供情を訳訊するの一摺は、硃批を奉到するを俟ちて、另行に飭知するを除くの外、所有の摺

年貢の栗・米・布疋等の物を催納し、事竣わりて回国せんとす。

馬匹等の件を隨帶し、小浜氏等と同日開船し、次日、風に遭いて漂収し江蘇海州地方に至る。均しく経に該州県、查驗して撫恤し、江蘇省城に送至し、番銀並びに糧食等の物を賞給す。又、各々船価番銀五百円を給し、陸路より護送せられて閩に来たる。九月初四、初六等の日に省に到りて館駅に安挿す、等の情あり。布政使瑞麟により核議し具詳して前來す。

臣査するに、琉球の難夷小浜氏・毛朝玉等の風に遭いて漂流するの情、殊に憫れむべし。江蘇省にて已經に番銀・物件を賞給せられたれば、閩省は例に照らして另に議して加賞を庸うる母きを除くの外、所有の小浜氏等二十五名は応に嘉慶二十一年九月初四日の安挿より起こし、毛朝玉等二十三名は九月初六日の安挿より起こし、毎人に日に米一升・塩菜銀六厘を給し、回国の日には另行糧一個月を給し、均しく嘉慶二十一年の存公項下より動給し、事竣われば冊を造りて報銷し、以て聖主の遠人を懷柔するの至意に仰副せしむ。

該難夷の原船に至りては、損裂したれば已に江蘇省に就きて折^④変す。応に本年の該國貢船の閩に來たるを俟ち、小浜氏・毛朝玉等を將て附搭して回国せしむべし。冊は部に送るを除くの外、臣、謹んで閩浙總督臣汪（志伊）と会同し、恭摺して具奏し、伏して皇上の叡鑑を祈る。謹んで奏す。

又、硃批を恭録して行知せんが事の為にす。

嘉慶二十一年十一月十九日、巡撫部院王（紹蘭）の憲案を奉けたるに、為照すらく、本部院、嘉慶二十一年九月二十二日に督部堂と会同し、恭摺して具奏せる、琉球国の難夷小浜氏等、江蘇省に漂収し、護送せられて閩に來たり、供情を訳訊するの一摺は、今、嘉慶二十一年十一月十七日に、硃批を奉到したるに、知道せり、とあり。此れを欽めり。原摺は先に經に抄發したれば重録を庸うる母きを除くの外、合に就ちに行知すべし。備案して司に行し、即便に転行して查照せしむ。違う母かれ。

又、前事の為にす。

嘉慶二十二年四月十九日、兼署總督部堂王（紹蘭）の、本署司の詳に批するを奉けたるに、查得したるに、江蘇省より送到せる琉球国の漂風難夷小浜氏・毛朝玉等四十六名、先後して閩に來たりて館駅に安挿す。該難夷を將て該國貢船に附搭して回国せしむるを請う。業經に奏咨を詳請して案に在り。

茲に兼署福防同知言尚焜の詳報に拠るに、難夷小浜氏・毛朝玉等四十六名を將て、難商を護送して閩に來たれるの都通事金思明・毛元会・王秉行等の三船内に改配勻搭して遣帰せしむるを請う、等の情あり。

本署司査するに、琉球国の漂風難夷小浜氏・毛朝玉等四十六名は、既に該序に拠るに、金思明等の三船に改搭勻配して回国せしむるを詳請す。応に請う所の如く辦理し、以て夷情に順うべし。現に呈報に拠るに、三月二十二日に離駅登舟す。合に就ちに具文

もて詳請すべし。伏して察核して批示を候ち、以て給咨して該國

王に知照せしむるに便ならしむべし。仍お該庁に飭し改配匀搭せ

る護送船内の難夷小浜氏・毛朝玉等四十六名を將て遣發せしめ、

閩安鎮に至れば閩安協と会同し、員弁を派撥して護送出洋せし

め、長行回国の日期を取具し、另に題するを詳請す、等の由あり。

批を奉けたるに、詳の如く改搭匀配して、遣發回国せしめ、給咨して該國王に備移して知照せしめよ。仍お福防守に飭して小浜氏・毛朝玉等四十六名を將て遣發せしめ、閩安鎮に至れば閩安協と会同し、員弁を派撥して護送出洋せしめ、長行回国の日期を取具し、通詳して題するを請え。並びに撫部院衙門の批示を候て。此れ仍お繳せ、とあり。

又、巡撫部院王（紹蘭）の批を奉けたるに、詳の如く改搭匀配して遣發回国せしめ、給咨して該國王に備移して知照せしめよ。仍お福防守に飭して小浜氏・毛朝玉等四十六名を將て遣發せしめ、閩安鎮に至れば閩安協と会同し、員弁を派撥して護送出洋せしめ、長行回国の日期を取具し、詳もて具題するを請え。並びに督部堂衙門の批示を候て。此れ仍お繳せ、等の因あり。此れを奉けたり。

復た福防守の詳報に拠るに、各夷船は三月二十二日を定めて離駅登舟す、とありて前來す。院憲に報明するを除くの外、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴國王に備咨す。^ま請煩わくは查照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球國中山王尚（灝）に咨す

嘉慶二十二年（一八一七）四月二十日

注＊本文書の咨覆は「一二二一〇二」である。

（1）胡（克家）字は占蒙。江西饒州府鄱陽縣の人。乾隆四十五年の恩科進士。湖北按察使、江蘇布政使、刑部右侍郎などを経て、嘉慶十四年に江蘇淮安府知府となり、嘉慶十六年に江寧布政使、嘉慶十七年に安徽巡撫、嘉慶二十一年に江蘇巡撫となる。嘉慶二十二年没（『清史稿』卷一九九・二〇三、『清代職官年表』）。

（2）如臯県 江蘇如臯県。江蘇省南部に位置し、東は黃海、南は長江に面する。

（3）海州 江蘇省海州地方。江蘇省の東北部に位置し、黃海に面する。

（4）折変 売つて換金すること。

2-121-05

福建布政使司より國王尚灝あて、接貢船、難民船、護送船六隻の帰國に關し、遭難と再出港および乗員の改配等について

知らせる咨（嘉慶二十一《一八一七》、五、九）

署福建等處承宣布政使司、琉球の夷船の回国するを遣發せしめ、長行の日期を具題するを詳請せんが事の為にす。

嘉慶三十一年十一月二十八日、總督部堂汪（志伊）の、前司の